

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う活動に要する経費について、補助金を交付することにより運営委員会の活動を支援し、災害発生時に宿泊可能避難所（以下「避難所」という。）の迅速な開設及び円滑な運営を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「運営委員会」とは、災害時に避難所の運営を円滑に行うため、平時から避難所ごとに町会・自治会等を中心として構成されるものとして市に名簿及び規約を提出している団体をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付の申請日の属する年度に要した運営委員会の活動に係る経費のうち、別表第1で定めるものとする。

2 天災等やむを得ない理由により活動を中止した場合において、別表第1で定める経費のうち、既に支出したもの又は中止と判断した時点において支出せざるを得ないものであって、他に流用することができないと認められるものについては、交付の対象とする。この場合において、補助金の交付を受けようとする運営委員会の代表者（以下「申請者」という。）は第9条の規定による実績報告に併せて、理由書を提出するものとする。

3 次に掲げる経費は、交付の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体から補助金等を受けている経費
- (2) 寄付や参加特典としての配付等を目的とした物品購入費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、円滑な避難所運営を目的とした活動と認められない活動に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に掲げる経費の総額とし、その額が3万円を超えるときは3万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第6条 市長は補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助対象経費に関わる活動の内容又は経費の配分の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象経費に関わる活動の全てを中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象経費に関わる活動が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象経費に関わる活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件
(交付決定の通知)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、その旨を船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(計画変更等の承認)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた運営委員会の代表者(以下「補助対象者」という。)は、第6条第1号から第4号のいずれかに該当する場合は、船橋市避難所運営委員会活動支援補助金変更等承認申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、船橋市避難所運営委員会活動支援補助金変更等承認書(第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象経費に関わる活動を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定にかかる会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市避難所運営委員会活動支援補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 領収書又は代金の支払いを証するものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市避難所運営委員会活動支援補助金額確定通知書(第6号様式)により補助対象者に通知する。

(交付の時期)

第11条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後において交付する。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助対象経費に関わる活動について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象経費に関わる活動の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市避難所運営委員会活動支援補助金返還命令書(第7号様式)によりその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助対象者は第12条の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還が命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第15条 補助対象者(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による免税事業者を除く。)は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額(補助金の交付の対象となる費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、同法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定

による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助金の交付の対象となる費用で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市避難所運営委員会活動支援補助金消費税仕入控除税額報告書(第8号様式)により、補助対象経費に関わる活動が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第16条 補助対象者は、補助対象経費に関わる活動に係る経費の収支を明らかにした書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後10年間整備しておかなければならない。

(調査又は報告)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して、補助対象経費に関わる活動の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（補助対象経費）

活動区分	補助対象経費	内容
訓練、会議又は研修	印刷費	会報誌、訓練案内等の印刷製本費や、会議資料の作成に用いるコピー代等
	通信運搬費	郵送費、通信費
	使用料及び賃借料	会場使用料、道路使用料、物品使用料等
	物品購入費	訓練、会議又は研修に必要となる物品の購入費用（筆記用具、コピー用紙代、整理用ファイル等）
訓練又は研修	委託料	訓練又は研修についての委託に要する費用
	報償費（運営委員会の委員等に対して支払われるものを除く。）	講師謝礼、技術指導料等
その他市長が必要と認めるもの	その他市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認める内容

第1号様式

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

避難所運営委員会名

代表者氏名

代表者住所

電話番号

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 円

添付書類

- (1) 活動計画書
- (2) その他

第2号様式

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった船橋市避難所運営委員会活動支援補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 円

交付条件

- (1) 補助対象経費に関わる活動の内容又は経費の配分の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象経費に関わる活動の全てを中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象経費に関わる活動が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象経費に関わる活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

第3号様式

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

避難所運営委員会名

代表者氏名

代表者住所

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市避難所運営委員会活動支援補助金について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

補助金交付申請額	変更前	円
	変更後	円
変更・中止の理由		
添付書類		(1) 活動計画書
		(2) その他

第4号様式

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金変更等承認書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで提出のあった船橋市避難所運営委員会活動支援補助金変更等承認申請について、下記のとおり決定したので船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 承認する

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円

2 承認しない
理由

第5号様式

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

避難所運営委員会名

代表者氏名

印

代表者住所

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市避難所運営委員会活動が完了したので、船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額 円

補助対象経費 円

振込先口座

銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード	店番号	口座番号
フリガナ					
口座名義人					

添付書類

- (1) 活動報告書
- (2) 領収書又は代金の支払いを証するものの写し
- (3) その他

第6号様式

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金額確定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった船橋市避難所運営委員会活動について、下記のとおり補助金の額を確定したので船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

第7号様式

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金返還命令書

年 月 日

様

船橋市長

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付確定額	円

第8号様式

船橋市避難所運営委員会活動支援補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

避難所運営委員会名

代表者氏名

代表者住所

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった船橋市避難所運営委員会活動支援補助金について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付確定額 円

2. 確定申告により確定した船橋市避難所運営委員会活動支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円